

高知家庭裁判所委員会（第36回）議事概要

1 開催日時

令和4年7月1日（金）午後2時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

荒井格、池内章、伊藤寿（委員長）、上田敏晴、谷脇澄男、中島香織、深見英治（五十音順、敬称略）

（事務担当者）

事務局長、首席家裁調査官、首席書記官、主任書記官、総務課長、総務課課長補佐

4 テーマ

成年後見制度について

5 議事

(1) 委員長の互選について

互選の結果、伊藤委員が委員長に選任された。

(2) テーマに関する説明等

主任書記官から、成年後見制度について、説明資料及びパンフレットを基に説明を行った。

(3) 意見交換

（◎委員長、○委員（裁判所委員を除く）、●裁判所委員、■事務担当者）

◎ それでは意見交換に移りたいと思います。まずは成年後見制度についてのご質問はございますか。

○ 高知県での成年後見制度の利用件数はどれくらいでしょうか。また、利用拡大に向けた掘り起しが不十分だという認識なのでしょうか。

■ 令和元年の内閣府のランキングでは、高知県は全国2位である34.8パーセントの高齢化率であり、人口の34.8パーセントにあたる24万3000人が65歳以上というのが現状です。そして、令和4年6月24日現在の高知県内の後見制度利用者は1663人でした。利用度が高いのか低いのか分かりませんが、高齢者人口の割には少ないのではないかという印象です。令和3年までの申立件数は年間270件から320件ほどの横這い状態であることからすれば、制度の周知や掘り起しが必要ではないかという認識です。

○ まだまだ掘り起しが必要ということなんでしょうね。

■ ご指摘のとおり、制度の利用率が低いことは第一期成年後見制度利用促進基本計画のときから言われています。認知症の高齢者や療育手帳等をお持ちの方を制度利用の有効想定数として計上した数字としては、令和2年4月1日時点で約4万5000人で、その当時の成年後見制度利用者が1540人ですので、当時の利用率は3.4パーセントに留まっていたというのが高知県下の現状です。高知県と同規模の他県と比べると、香川県で4.8パーセント、宮崎県で5.46パーセントといった状況であり、制度普及がされていないと言えると思います。また、利用者からは、金融機関で本人の預金が引き出せなくなり、必要に迫られて手続きをせざるを得なくなったという声が多く聞かれます。このことから、制度の周知が十分に図られた上で手続きの選択ができていないという状況には到底及んでいないのではないかというのが現場の感覚です。

○ 高知市の場合、令和4年3月に利用促進計画を作りましたが、その時に、精神障害者や高齢者にアンケートを取った結果、成年後見制度を知っている人は3割程度でした。その他は、名前を聞いたことがある又は全く知らないという方ばかりでした。そこで、まずは制度を知ってもらうために、社会福祉協議会がセミナーや出前講座に行ったり、高齢者支援団体に周知したりということを地道に行っています。

- ◎ 国民の皆様にご報告をありがとうございました。制度自体に興味がないのか、それとも制度への誤解があるのか、制度が知られていない原因について何か心当たりのある方はいらっしゃいますか。
- 知られていない原因までは分かりませんが、相談者に制度説明をした後に利用したいか聞いてみたところ、ほとんどの方が利用したくないと答えます。制度自体の問題もあるかもしれませんが、自分には関係のない話、身内が何とかしてくれる、という感じの人が多いと感じます。
- ◎ 制度の説明をしても利用したくないと言われることは驚きました。成年後見制度は不利益を押し付けるものではないということを知ってほしいと思いますが、何か周知方法等についてアイデアをお持ちでしょうか。
- 私の相談者のうち本人はギリギリまで管理したいという人が多く、身内の方は一度後見制度を利用すると一生利用を続けなくてはならないことが負担である、誰が後見人になるのか分からないのが不安だ、という声が聞かれます。一方で、社会福祉協議会のセミナーは、参加枠の上限まで応募があるので、関心は高いものと思われまます。ケアに当たる方々や銀行関係の方々にも周知していくことで、スムーズに制度を利用していただけるようになるのではないのでしょうか。
- ◎ 制度への不安がある一方で制度への関心は高いことから、金融機関や周囲の方々への周知が重要ではないかという貴重なご提言ありがとうございました。
- 原則として後見開始時には本人の意向を聴取しますが、本人の状態によっては本人の意向を聞くことなく手続きが進んでいきますので、本人の意思に沿った運用が担保されている制度かどうかというとなかなか難しい問題かと思えます。また、後見人の業務について期限を区切った制度にするかどうか制度として見直すということが第二期計画の内容として挙げられているところですので、非常に重要なご指摘だったと思います。

どんな人が後見人になるのか不安だという点は、現場で手続の説明をさ

せていただく場面でも頻繁に出てくる話です。

手続きへの繋ぎ役の方々に対してどこまで広報を広げていくかは、高知県社会福祉協議会を中心に検討している段階だとお聞きしています。

- 後見信託の話ですが、後見信託を取り扱う金融機関が増えれば制度を利用しやすくなるというお話だったので、裁判所と協議の上、昨年、後見信託預金を作らせていただきました。ただ、コマーシャルをする訳でもないので、利用者が少ないのは当然のことかなとも思います。特に認知症の人にとっては自分でできる程度がそれぞれ違うので、制度を利用するメリットが分かりにくいのではないかと思います。金融リテラシーの教育と言いますか、コミュニティーで会を開くなどして制度理解を進める努力をしているところです。
- ◎ ありがとうございます。今のお話を聞いて、金融リテラシーの教育というのは、高齢になってからではなく若い人たちにこそ必要なのだと感じました。
- 確かに、若い人たちへの周知という観点はなかったと思います。令和3年度の申立人の割合は、246件中本人申し立てが24件のみで、後は配偶者、子、兄弟姉妹等が多いので、高齢者や関係機関の他に、高齢者の周囲にいる若い方々への周知が必要だと感じました。
- 周知の徹底について事前に検討してきたことを話してもよろしいでしょうか。利用促進には、利用者がメリットを感じる事が重要です。事前に送られてきたパンフレットに目を通して感じたことは、メリットが書かれている部分が2ページ目のみということです。その他はすべて制度説明に終始しており、制度理解には必要だと思いますが、もう少しメリットに焦点を絞ってみてはいかがでしょうか。私の講義ではパワーポイントを使っていますが、少しでも知ってもらいたいという気持ちから情報量を多くするのですが、生徒に届かないことが多いです。生徒にアンケートを取ると、文字数が多いという回答がありました。最近の高校の教科書は、分かりや

すいように改善されています。できるだけ情報量を押さえ、更に知りた
と思わせておいて、QRコードから詳細な情報にアクセスさせるようにな
っています。さらに必要な情報はこちら、という風にパンフレットを読ん
だ人に思わせる工夫が必要ではないでしょうか。

- ◎ メリットを強調すべきというご意見ですが、身に沁みました。私たちは
どうしても伝えたいことをすべて文章にしてしまいがちです。メリットの
強調という点はとても参考になりました。
- 私も今のご意見にははっとさせられました。メリットに焦点を絞ること
や本人の周囲の方々を周知の対象にする等、大変参考になるご意見をいた
だきました。ありがとうございました。
- 意見ではなく質問になってしまうのですが、成年後見制度の前身である
禁治産や準禁治産制度の頃に、知り合いの浪費家に制度利用を勧めたところ、
精神障害者扱いするな、と猛反発されました。それくらい当時は禁治
産や準禁治産に対する偏見や差別がありました。成年後見制度になった
現在も、そのような偏見等はあるのでしょうか。
- なくはないと思います。私の相談者も、まだまだできると本人も思っ
ているし、周囲もできるだけ本人に任せてあげたいと思っている人が多いで
す。ただ、昔ほどではないと思います。
- 裁判所に申立てされるケースでは、後見相当ですと本人にほとんど判断
能力が残っていないことが多いので、目に見えない部分かと思います。た
だ、自治体等が後見申立てを検討しているような保佐や補助相当のケース
では本人の反発があるといった話は聞こえてきますので、もしかしたら偏
見等があるのかもしれない。
- 相談でよくあるのが、第三者に自分のお金を管理されているだとか盗ら
れているという相談者が、最初に警察に行くんだけど警察では対応で
きず、どこに相談に行ったらよいか分からないまま、巡り巡ってやっと私
のところに来るといったケースです。警察にも生活相談している部署

があるので、警察署に対しても、こういった相談が来たら裁判所へ案内してくださいというように周知してみてもいいでしょうか。

◎ 警察署への周知というのは盲点でした。確かにおっしゃるとおりだと思います。

◎ 本日は貴重な御意見・御提言をいただき、ありがとうございました。

(4) 次回の予定

ア 開催日

令和5年2月15日（水）

イ テーマ

司法行政事務を中心としたデジタル化について

ウ 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

エ 開催方法

家庭裁判所委員会の単独開催